

京都市上下水道企業管理規程第5号

京都市上下水道局契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年4月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市上下水道局契約規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局契約規程の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第1章 総則 (第1条)

第2章 一般競争入札 (第2条～第19条)

第3章 指名競争入札 (第20条～第26条)

第4章 随意契約 (第27条～第28条)

第5章 せり売り (第29条・第30条)

第6章 特定調達契約に関する特例 (第30条の2～第30条の11)

第7章 競争入札等運用委員会 (第30条の12)

第8章 契約の締結 (第31条～第38条)

第9章 契約の履行等 (第39条～第50条)

第10章 契約の解除 (第51条・第52条)

附則

第27条の4を第27条の5とし、第27条の3を第27条の4とし、第27条の2を第27条の3とし、第27条の次に次の1条を加える。

(特定随意契約に係る手続の特例)

第27条の2 管理者は、地公令第21条の14第1項第3号及び第4号に該当する場合に行う随意契約で、予定価格が第27条に規定する額を超えるものをするときは、次に掲げる手続を行わなければならない。

(1) 契約の締結を予定する日の原則として2箇月前までに、次に掲げる事項を公表すること。

ア 契約に係る物品又は役務の名称

イ 契約に関する事務を所掌する組織の名称

ウ 契約の締結を予定する日

(2) 契約を締結する日までに、次に掲げる事項を公表すること。

ア 契約の内容

イ 契約の相手方の選定基準、申込みの方法その他の契約の相手方の決定方法

(3) 契約の締結後速やかに、次に掲げる事項を公表すること。

ア 契約に係る物品又は役務の名称

イ 契約に関する事務を所掌する組織の名称

ウ 契約を締結した日

エ 契約の相手方となった者の氏名又は名称

オ 契約金額

カ 随意契約とした理由

キ 契約の相手方とした理由

2 管理者は、前項各号の規定による手続を行った後において、公表した内容に変更があったときは、速やかに変更後の内容を公表しなければならない。

3 第1項各号及び前項の規定による公表は、庁内の見やすい場所に掲示し、又はインターネットを利用して閲覧に供する方法で行わなければならない。

第31条の次に次の1条を加える。

(特定長期継続契約の契約期間)

第31条の2 京都市長期継続契約に関する条例(以下「長期継続契約条例」という。)

本則各号に掲げる契約の契約期間(契約締結当初の契約期間を更新した場合における契約期間の合計を含む。次項において同じ。)は、5年を超えないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、長期継続契約条例本則第1号から第4号までのいずれかに該当する契約で、同本則第1号若しくは第2号に規定する物品、同本則第3号に規定する物件又は同本則第4号に規定する機材若しくは設備が減価償却資産(所得税法第2条第1項第19号又は法人税法第2条第23号に規定する減価償却資産をいう。)に該当し、かつ、契約の内容、商慣習その他の事情から5年を超える契約期間とすることが適当と認められるものの契約期間については、当該減価償却資産の耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令第1条第1項、第2条及び第3条第1項に規定する耐用年数をいう。)の範囲内において5年を超えることができるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(特定の随意契約に係る手続の特例に関する経過措置)

- 2 平成17年4月1日から同月15日までの間にこの規程による改正後の京都市上下水道局契約規程(以下「改正後の規程」という。)第27条の2第1項に規定する随意契約を締結するときは、同項の規定にかかわらず、契約を締結した後速やかに、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 改正後の規程第27条の2第1項第2号ア及びイに掲げる事項
(2) 改正後の規程第27条の2第1項第3号アからキまでに掲げる事項

- 3 平成17年4月16日から同年6月15日までの間に改正後の規程第27条の2

第1項に規定する随意契約を締結する場合における同項第1号の規定の適用については、同号中「契約の締結を予定する日の原則として2箇月前」とあるのは、「平成17年4月15日」とする。

(上下水道局総務部用度課)